

議 第 43 号

平成29年 2 月 21 日提出

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「10の項」を「9の項」に改め、同項を同条とする。

第4条中「及び日割計算」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

特殊勤務手当の支給額の調整等に関する規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。